

事件の表示 昭和48年(ワ)457号

証人調書(この調書は第61回口頭弁論調書と一体となるものである。)

期日 昭和54年10月18日 午前10:00

氏名 小寺 隆夫

年齢 昭和5年2月26日生

職業 水資源開発公団職員

住所 浦和市白幡492番地

裁判長は、宣誓の趣旨を告げ、証人がうそをいった場合の罰を注意し、別紙宣誓書を読みあげさせてその誓いをさせた。

1 証人の陳述は、裁判所速記官 正木常博 作成の速記録記載のとおり。 尋問続行

裁判所書記官 渡辺 文量

速 記 録

文中の赤字はS54.11.15にて訂正された箇所を直したものである。

被告代理人 片山

証人は、昭和49年6月6日の証拠調期日に証言されたことがありますね。

はい。

この時昭和49年6月6日付証人調書を示す。

この一丁裏から二丁にかけて証人の経歴が書いてありますが、そこにあるところで、間違っているところがありますか。

この一丁裏の初めにある「安定した逆潮堰の構想を唱えました」とありますが、これは安定した取水を目的とする逆潮堰といったつもりですが…。そして次の行にある経済企画庁の企画室長補佐とありますが、これは中部地方建設局の企画室長補佐で正確には昭和33年8月ということですよ。

次に二丁目、表8行辺に「企画庁の水資源本部」とありますが、これでいいのですか。

これは経済企画庁の水資源局が正しいのですね。

2 これは、昭和47年1月1日に長良川河口堰建設所長となって、現在に至っているとありますね。この後の経歴をおっしゃって下さい。

昭和52年6月1日本社の第一工務部の次長に命ぜられまして、それから本年54年4月1日に本社所属の試験所の所長を命ぜられ、現在に至っていると思います。

その間、大学の講師をされていた時期はありますか。

これは、昭和41年10月から北陸地方建設局の技術管理官を45年6月いっぱいまでやっておったわけですが、この技術管理官在任中に、新潟大学で、河川工学の講師をしていま二丁目裏、三行目、長良川河口堰はどこに建設されるのかということについて、「長良川の距離標から五. 四km地点…」とありますが、これはこれでいいのでしょうか。

これは「長良川の距離標で、五. 四km」と言った方が正しいと思います。

3 それから、三、アの表二行目「長良川の改修計画に照らした断面に引き上げた後に建設します」と。これちょっと意味がよくわかりませんが。

「断面にした後に建設します」といったほうが正しいでしょうね。

河床を浚渫して長良川の改修計画に照らした断面にした後、河口堰を建設しますということですか。

はい。

次に、四丁表四行目「溢流堤は、どういう役目を果たすのか」という問いに対して、「普段は表面が出ていて、長良川と揖斐川を分離する役目を持ってきます」というところがあるのですが…。

この表面が出ていてということは、表面が水面から上に出ていてということですね。

次に五丁三行目から四行目にかけて「…この閘門は、20m間隔あります」とありますが、これはこれでいいんですか。

はい、これで結構です。舟を通すための船通し閘門ですね。

同じ五丁の七行目「この扉は上段・上段に分かれ…」となっていますが、この扉はこれでいいのですか。

- 4
- これは下段です。だから 上段・下段に扉は分かれてということです。
- 次に一〇丁裏六行目「…その放流を各一時間位になしていきますと…」とありますが、ちょっと意味がわからないのですが…。
- はい、これは「…なして」の「な」がいらなくて、「放流を各一時間ぐらいしていきますと」ということですね。
- 次に、一九丁を示すのですが、この表四行「堰の操作については、操作施設管理規程によって、操作され…」とありますが、これはこれでよろしいのですか。
- これは操作施設管理規程の「操作」はいらないと思います。
- 一九丁裏終わりから二行目のところ、堰の管理権は、水資源開発公団法によって云々とありますが、これは堰の管理権でいいんですか。
- まあ、管理権という表現は、ちょっと妥当ではない…。堰の管理は水資源開発公団で行うと…こういうことですね。
- 二六丁の表の三行目から四行目にかけて「溝はなく、下段扉の下に出ている板が下と床板と密着します」とありますね。
- 5
- これは「板の下端と床板と密着します」ということです。
- 次に三〇丁の裏後ろから五行目「下流の水位を1.3mに保持しておりますが」とありますが、これは堰の上流の水位です。
- 今、伺った以外になんかございますか。
- 特にございません。
- ところで、証人の経歴中で、河口堰事業(長良川河口堰事業)に関係していたのは、いつからいつまでですか。
- 長良川河口堰事業について直接担当しておったのは、企画室長補佐の時代、そして昭和45年から公団に来て河口堰調査所長、建設所長であった52年5月この間が直接担当した時期ですね。
- そうすると、中部地方建設局の企画室長補佐は昭和33年でしたか。
- 8月から36年5月いっぱいです。それから、河口堰調査所長になったのが、昭和45年7月1日で、そして建設所長に変わりました、その建設所長を52年5月までやっていました。
- 6
- その間、特に河口堰関係の仕事をしておったということですか。
- 直接担当しておりました。
- ところで、長良川河口堰構想ですか、これはいつ生まれたのでしょうか。
- 昭和34年初めごろ建設省において塩害問題を解消し、当時増大していた用水需要というものに対処するため、長良川に逆潮堰を作るといった構想がたてられたわけです。
- 乙第三〇号証を示す
- 67頁のところですが、これは木曾三川の水として企画室、小寺隆夫とありますが、これは証人がお書きになったものですか。
- はい。
- どういう内容のものをお書きになったのでしょうか。
- これは、木曾三川の水の問題についてわかりやすく解説すると言った目的で連載的に書いたのですが、その第1回のもので。それが、34年3月の局報に載せられたというものです。
- ここに河口堰の構想ということで書かれていますが、(…67頁末尾のところ…)この…
- 7
- はい、67頁の末尾のところ…この三川の水資源を総合的に開発し深刻化する用水の問題について根本的な解決を与え、かつ年々干塩害の発生に悩み用水で苦しんでいる下流農業に救いを与える方途として長良川の河口に一大逆潮用水堰を作ることが最も望ましいという趣旨で逆潮堰の建設の必要性が書かれているわけです。
- 乙第三一号証を示す
- これは、どういう新聞ですか。
- これは、昭和三四年二月一七日付岐阜タイムスの記事です。これは長良川から岐阜県と三重県が取水するといった問題が記事になっています。
- じゃあ当時長良川で新しい水需要が問題になっておったのですか。

はい、当時三重県では北伊勢工業地帯の工業用水を長良川から取水するといった計画を進めておったわけです。又一方岐阜県のほうでも、上流で長良川用水とか桑原用水といった農業用水の新規需要に対し、長良川から取水したいという計画を立てて進めておったという事情がございます。

8 それで、両県の調整はうまくいっておったのですか。

これは長良川は非常に還元水が多い川で、例えば上流で取水しましても、全て又長良川戻ってくるということで、長良川は、その下流部は流量が、豊かな川であるということで流量的には余り問題にならなかったのですが、取水に対して…、ところが下流部特に長島町では非常に問題になったのが塩害で、上流で真水をとると下流にくる真水が減って、塩害が激化するということで新しい水需要に対して、長良川でこれを実施することに対して非常に難しい問題が出てきたのです。

乙第一二号証を示す

これは、どういう書類ですか。

これは、三重県が木曾川下流塩害実態調査に従って調査してまとめた報告書です。それで昭和32年3月に印刷をされて出されたものです。

これは建設省の木曾川下流工事事務所もなんらかの形で関与したものでしょうか。

9 ええ、この調査にあたって当時私は調査係長をしておったのですが、それで塩分濃度の面で調査をして その資料を三重県の方に提供して協力し、その報告書は、まとめられています。

そうすると、この書類は長島町の塩害問題ということで、記載されているのですか。

ええ、長島町の塩害問題についても記載されています。

その点についてもう少し、お話し下さい。

10 長島町というのは、ご存じのように木曾川・揖斐川・長良川にはさまれた南北に大へん長い島になっています。そして、南の端は伊勢湾に直接面しているということで、昔から小規模な塩害というのは、この長島町で発生したわけですが、しかし地盤沈下が現在のように進んでおりませんでしたので、土地の高さは大体海面ぐらいの高さがあって、それで川から逆潮取り入れというか、アオ取水(淡取水ともいった)ということで、今の長島町の取入口から河川の水を取る方法と…。一方深さ60間ぐらいの深井戸をたくさん掘りまして、井戸水を使って農業用水に使うと…。灌漑していたということでしたが、そうして米作をやっていたということですが、当時はまだ60間ぐらいに井戸を掘りますと自噴水(真水が自然に噴き出す)によって噴き出した水を使って米を作っているということで…まあ米作りは行われておったわけです。しかし昭和19年と21年に例の東南海地震と南海地震という地震がありまして、それでその木曾川三川下流部の地盤というものが大体30cmから40cm一挙に沈下してしまうということなので、そのときにたくさんあった自噴水の井戸が全部潰れてしまって、使えなくなると、そしてもともと海面すれすれであったものが、30cmから40cm一挙に沈下したために、海面より低くなって、海あるいは川のほうから塩分が堤防の下をくぐって堤内の方の田のほうに入る地下に浸みるということで、塩害がそれ以来激化してきたということがあって、米作りが大へん難しくなってきたという状況があります。

11 それで、この報告書を見ると45頁の最後のところ塩害問題を解決するためには逆潮水門を作らなければならぬということが書いてありますね。

はい、根本的には、その潮止堰を作って川から安定した取水をすれば塩害問題が一挙に解決されるということで、当時 東南海地震に… 又全国的に塩害問題が発生しておって中国地方などでは、川はその逆潮水門を作ってやっておったわけで、この長島町ではそういった大河川に逆潮水門を作るといことは、すぐにはできないということがあって、その井戸の水を利用して塩害を防ぐと、そして塩害が段々ひどくなってきたものですから、その自噴する井戸だけでは足らなくなって、ポンプで強制的に地下水をくみ上げるといったほうが…。汲み上げて灌漑に使うといった方法が塩害を防ぐ方法として使われていまして、それで、この塩害というのは、これを防ぐためには、常にその水を切らしてはすぐ、その塩害が発生するというので、いつも新しい真水をもってその塩害を防いでおったわけです。その他にも塩害を防ぐということでは、まあ田をおこすときは普通ですと、非常に深く耕す方法でもってやられているのを 塩害が発生するときは深くすると下の濃い塩分の土壌が上へひっくり返されて、出てくるということで非常に浅く、耕さないでためだと…。そのために初期水をいつも切らすことができないと、例えば秋になると普通はいつも田を干すときも水を絶やしてはいけないということで、まあ堆肥などをやりますと、それが酸欠状態になって、稲の根などをからすといったことがある。そして非常にその稲の初期など、敏感に稲がやられるので、苗代などは、非常に

沢山作ってにおいて、塩害が発生するとすぐ植えかえるといった方法で、大へん苦勞して、塩害に対処しておったわけです。それでも塩害という問題は、なかなか防ぎきれなかったという状態にあったわけです。

13 そうすると、乙第一一〇号証ができた昭和32年3月当時でも、木曾三川下流部と塩害というのは、相当深刻であったとお聞きしてよろしいのですか。

はい。

そうすると、乙第三〇号証の昭和32年3月中部地方建設局の局報に載られた証人の文書というのは、そういった塩害問題とそれから用水の問題と それからその二つを解決するために逆潮堰が長良川に必要なということをおっしゃったのですか。

はい。

乙第二九号証を示す。

これは、どういう文書ですか、昭和35年1月に(建設省中部地方建設局の中部地方建設局企画室でまとめているもの)出たものようですが。

はい、長良川河口ダムの構想と題する資料ですね。

この書証が作られたいきさつについておっしゃって下さい。

14 この前年の昭和34年9月26日伊勢湾台風という大きな災害がありまして、大へん多くの方が死にまして、又広い面積にわたって、浸水があったわけです。そこで一番痛感されたのは、この濃尾平野の臨海部…、ここが非常にゼロメートル地帯で、海面下の土地が広がっておって、(大きな面積で)そのため、伊勢湾台風の災害を非常に悲惨なものにしたということで、これは身をもって体験させられたのです。つまり土地というか、臨海の土地が海面下にあるという問題が災害に結びつくということです。また一方、昭和35年当時というのは、所得倍増計画が発足し始めたころで、この中京地帯といいますか…。ここでも都市化が進み、工業が発達するという予測がたてられておって、当然それに応じて水の需要というものが激増するといったことが予想されたおったのです。それで、しかし一方、その木曾三川から水を利用しようということについては、さっきもいったように 塩害その他の問題を含めて、なかなかその水の需要に対処するといったことができないということで、これを放置しておきますと、水の需要は伸びていくのに川の水は利用できないということで、そうなると地下水への依存が高くなってくると…。しかしそのころから、大阪湾の辺りでも地下水の汲み上げによって、地盤沈下ということが、進行するといったことが、はっきり判明しておったわけです。それで、このまま放置しておけば、増大する水需要について、地下水の過剰汲上げが招来して、この臨海部の土地はどんどん地盤沈下が将来に向かって進行していきだろうと、そうすると伊勢湾台風の災害復旧工事として作ったその海岸堤防だとか河川堤防といったものが、それに伴って沈んでいくと、又 人の住んでいる土地もどんどん沈んでいくということで、そうすると将来再び伊勢湾台風級の災害が起きたとき、その被害は非常に大きなものになるだろうということで予測したわけです。そこであらかじめその河川を用水需要に対して十分利用

16 できるようにしておけば、そういう地下水の汲み上げ、そして地盤沈下といった問題が未然に防げると、この問題は単に用水供給の問題だけでなく、国土保全、災害の防止といった点からも意味をもっているのでありまして、塩害防止と増大する水需要に対して対処し、さらに地盤沈下を防ぎそして、災害を防止するといった国土開発、国土保全事業として、この長良川河口堰を実施するといったことが、建設省において考えられたわけです。

そうしますと、さっき、お示した乙第三〇号証…証人が書かれた文書のときには塩害と用水問題の解決のために逆潮堰が必要だったのですが、乙第二九号証、昭和34年1月の長良川の河口ダム構想では、さらに目的が一つ追加されて、地盤沈下の防止という目的も付加されたというふうにお聞きしてよろしいのでしょうか。

はい、そうですね。前の塩害問題はごく下流部で直接体験させられたのです。34年の伊勢湾台風がこの問題の直接的体験ということで、こういう構想がたてられてきたわけです。

17 この乙第二九号証に長良川河口ダムとありますが、そうすると、当時は河口堰と言わずに河口ダムといったのですか。

はい。

乙第二九号証は証人の書いたものですか。

私が直接、担当しておりましたので書きました。

そのころ証人は企画室長補佐ですか。

はい。

この乙第二九号証によりますと、長良川河口ダム構想というのは、もう少し具体的にいうとどういう構想でしたか。

当時、名四国道というのが、河口から二、六km地点に揖斐川、長良川、木曾川を横断して四日市一名古屋間に建設中でした。この名四国道の地点に(長良川に)その逆潮堰を作って、既存の農業用水の問題を解決し、もって毎秒25t程度の工業用水を臨海部に提供するという計画が内容になっています。

乙第二九号証の26頁を見て下さい。これを見ますと長良川河口ダムの計画と題して堰堤位置として揖斐・長良川合流点下流三、四km、揖斐川河口上流二、六kmと…こういう計画だったのですか。

はい。

それから、最後のところに計画取水量とあって、四日市川12、5t、名古屋側12、5tの合計25tですか。

18

はい。

それで、これによって、木曾三川下流部の塩害というものに対処しうようになってきているのですね。

はい。

それはどこに書いてあるのですか。

この25頁を見て下さい。ここに既存用水(墨俣下流)というところがあって、従来の長良川で取られていた用水の一覧表がありますね。長良川用水、桑原用水、福原新田用水、松之木用水、坂平用水、赤地用水、都羅用水、白鷄用水、南松ヶ島簡易用水と、こういった既存の用水の内下流部の松之木用水等からの取水が、思うように水が取れなくて、塩害問題が起きておったのですが…それが、この計画によって全ての用水からの取水を遂行せしめるという内容になっていたわけです。

ところで、この乙第二九号証の長良川河口ダム構想の段階では、浚渫計画というものは、入っておりませんでしたね。

はい。

浚渫計画が織り込まれたのはどのような理由からなんでしょうか。

19

この昭和34年伊勢湾台風の高潮災害ということで、そこに関心がいっておったわけですが、まあそのとき、長良川の出水状況を調査した結果によると長良川の計画工数流量は従来4500(t/s)で計画されていたのが、これを大分上回るのではないかという疑いが出てきたわけです。

乙第三三号証を示す。

これはどういう文書ですか。

まあ伊勢湾台風のときの出水は大へん大規模なもので、そのときの出水表というか記録がとれなかったのも、それで洪水の痕跡といって流れたときの最高水位辺りにゴミなどが残っているところを調べるとわかりますので、これを測量しまして、伊勢湾台風のときの出水時のピーク時にどれほどの水量が出たかを調べてみたのです。その結果がこの「一〇七四七」というところにも出てますが、洪水の終わった後にワラくずとか、ゴミがひっかかっているものを測量しまして、洪水がどれだけ流れるかを調べてそれによって洪水流量がどれほどあったかということ推定して出すわけでその出し方、不等流計算法といって、背水計算法ともいいますが…、普通ある流量が流れるとき、河川水位がどれほどになるかということ計算によって求める方法がありますが、今のはこの逆を使って水位どれほどあった場合、河川流量がどのくらいになるかを計算するわけです。その場合に粗度係数とか河口の水位とかいろんな仮定条件があるわけですが、そのいろいろなケースについて計算してみたところ、従来の計画高水流量、毎秒4500tを確か大きく上回っているということが、推定されたわけです。

20

この乙第三三号証による検討というのは、河道内を流れる流量がどれだけかという検討ですね。

実際に長良川の下流部を流れた流量を推定したわけです。

それによると、少なくとも従来の計画高水位における流量4500tを上回るということがわかったのですか。

はい。

21

ところが、この伊勢湾台風の洪水のときには、上流部の芥見地区では破堤したのですね。

ピーク時に破堤してあふれています。

そうすると、この伊勢湾台風のときの洪水時はるかにその計画高流量水4500tを上回ったと…。

はい。

それでどうしましたか。

それで、昭和35年8月にまたまた11号・12号台風がきて、これも伊勢湾台風を上回る出水がありまして、同じように芥見で破堤しているのです。この規模はそれを逆算して推定してみますと、約8000t程度の流量が長良川に出たということで、推定がなされてきたのです。34年・35年と大出水があったと、それでどういうことになったのですか。

22 それで、まあ従来の計画高水4500tということで、河道計画が立案されていたのですが、8000tになりますと、その差3500tとほとんど倍近い流量が同じ河道内を流れるということになるわけです。そこで種々検討した結果、その8000t近い流量を流すには、浚渫をし流下させるのが、最も妥当であるということで、浚渫計画について検討を開始しました。

乙第三四号証を示す

これは1960年とありますから、昭和35年ですか、長良川河口ダム平面と横断という標題ですか…これは何ですか。

これは、河口から約30kmぐらいまでの河口横断図が書いてありまして、この要所、要所に浚渫計画を入れているわけです。それでたとえば10kmと書いてあるところ、これは、その数値10.0の下に書いてあるのが断面ということになるわけです。そして、そのU字型に浚渫の形が書き入れてあって、こういう計画をたてる時には、いろいろ、浚渫の幅とか深さとかいうことで、何回も検討を繰り返して、やるわけで、これはその検討過程の資料ということになってます。

乙第三五号証を示す

23 これはどういうことを検討したのですか。「木曾川、長良川、揖斐川の潮汐伝播についての一考察」と題した昭和35年ですか、10月24日に出されたもののようですが…。

これは、下流部で浚渫しますと塩水は今までより、遡上するということは自明の理であるわけで、川底が低くなるのですから、海水は遡上するということはだれでも、すぐわかります。それで、どの程度関連するかといった問題を少し調べてみようということで、作られた資料でございます。それで海のほうは、大体一日二度、満潮・干潮が繰り返されて海面が上下するわけで、大潮のときですと、伊勢湾は約2mの上下があるわけで、一日二回それが繰り返されるわけですね。それでこれが段々と川を遡ってきますと、その潮汐の変動というか、変化は小さくなって、終わりには、消滅してしまうのです。

それで、海に近いところほど、又川底が大へん深いところほど、潮汐の影響を非常に受けるのですか。

24 はい、そういうことで、海の潮汐の変化はなかなか減少しないで、内陸の奥深くまで伝達していくということになります。それで、河口部とそして上流の河道内のある地点の流れの潮汐変化の記録を調べてみたわけです。ここでは、木曾三川について、昭和10年から昭和33年までの量水標、水位の記録について調べてみたのですが、ここでは、河口と河口から12km地点の潮汐の変化比…これを経年的に調べてみたのです。この資料の7頁を見ていただきますと、木曾川については、そのグラフが載っています。木曾川では、河口部の量水標として、横満載量水標…これが4頁に載っていますが、河口から二、四五km、木曾船頭平量水標、河口より一、二、五、三、六kmということで、横軸に経年の「年」そして、縦軸にその潮汐の変化比をとっておりまして、昭和13年ごろから、27年ごろまでをみると、河口の潮汐変化は、その10km遡った船頭平では半分になってしまうと50%に…それで、これは河口で2m潮汐の変化があると船頭平では1mしか変動しないというふうになっていっていると…ところが、昭和27年からこのグラフをみると、急激に上昇しているわけで、80%くらいに急に伸びているわけです。

25 7頁のグラフの一点破線(---)は何ですか。

これは、木曾川の下流部における浚渫の累加量です。

浚渫の土砂量の合計ですか。

はい、累加量です…。Σsです。これは水平なのが、この間ほとんど浚渫されていないところ、上向きなのは、浚渫が加えられているという事を示しています。明らかに、浚渫の影響と伝播というのは、非常に強い相関があるということが、判明しているわけです。このことは、長良川、揖斐川についても、その傾向は認められたわけです。それでまあこういうように、浚渫が非常に潮汐の遡上に対して大きな影響を与えるということが、判明して、こういう統計的な資料によって裏付けられてきて、さっき申しましたような毎秒8000tを流すような大規模な浚渫を実施した場合には、大へんな問題が生ずるといったことが認識されたわけです。

26 ところで、乙第三五号証は、1960(35)年10月24日に作られたものですね。

はい。

これは、その時代にはどれくらい浚渫をし、どれくらい塩分がはいるという塩水堰の理論はまだなかったのですか。

当時、私どもの技術水準では、一般的にそういう方法によって推定するという事は、知りませんでした。

それで、三五号証のような方法で推論されたわけですか。

はい。

そうしますと今までおっしゃったことをまとめますと、昭和34年35年と大出水があったと、計画高水流量を上回る大出水が、それで河積を拡大する必要があると、それによっては、浚渫が必要だと、そして浚渫をすると、塩分遡上が内陸にまで入っていくということがわかったのですか。

はい。

それでどうなりましたか。

27 先程の話のように、逆潮堰の構想というのが進められてきて、それで洪水についてどうするのかという問題から、大規模浚渫をするとその前提として、どうしてもこの塩水の遡上を食い止めなければならんと、それでないと浚渫は実施できないという観点から、この逆潮堰(河口ダム)という構想を進めるという方針を決めたわけですね。

そうしますと、当初塩害の問題、用水の問題、それから地盤沈下の防止の問題といったのが、河口ダムの問題だったのですが、さらにもうひとつ目的が加わって、洪水疎通能力を大きくし、これを円滑にするということも、その河口堰の目的に加わったと理解していいのですか。

河口堰によって、大規模な浚渫を可能ならしめて洪水を安全に疎通されることにするのが、ひとつの目的です。それが加えられたということです。

乙第三六号証を示す。

これは、どういう書類ですか。

これは、長良川河口堰建設事業の計画と題して、昭和36年8月に建設省河川局によって、まとめられた資料です。

28 これには、どういうことが書いてあるのですか。

29 これには、1頁に事業の目的が書いてあります。そして、そこにさっきも出たように34年、35年と年々大洪水が発生したということがあるのです。ことに昭和35年8月の洪水は、8000t毎秒に達したということが推定でき、まあそれで、これら8000tの洪水を安全に流す方策として、ここでは上流のダムによってはとて長良川の地勢からいって、困難であると、これを洪水調節によって処理することは、困難であると従って、浚渫によって処理しなければいけないと、しかしその浚渫は、塩害をもたらすと、そこから考えて、一方その利水の面からみると、この地方でその水需要が非常に増大することが、予測されていると、そして地下水は地盤沈下の問題から言って、これ以上地下水に頼ることはできないと、これ以上地下水の取水量を増やすことは、さらに地盤沈下を促進させることは、ダメであるということで、洪水疎通能力、塩害を防ぎ、用水を供給して地盤沈下を防ぐといった目的でこの河口堰事業を建設省でやるんだということが、この目的の欄に書いてあったわけですね。

そうすると、この乙第三六号証によって、はじめて取水と利水の両方の目的のために長良川河口堰ができるという構想がまとまったというふうにお聞きしてよろしいのですか。

はい。

ところが、この三六号証(乙号証)の時点では、堰は何キロ地点に作られることになっておったのですか。

これは前の長良川河口ダムの構想と同じく、二、六kmの地点に建設されるということになっていました。

何トン取水するという事になっていたのでしたか。

一応、取水としては、毎秒33t、この河口堰事業によって供給されるとされています。

それは22頁のところに書いてありますか。

はい。

30 堰上流の水位はどれくらいですというふうに書いてありますか。

前の計画と同じでT. P2mということになっています。

現在の計画よりも、70cm高い水位を計画しておったのですか。

はい。

乙第三七号証を示す

これはどういうものですか。

これは、今述べた河口堰事業の計画をより詳細に検討するためにコンサルタントに依頼しました。そして出て来た資料です。

これは、昭和37年3月になっていますが、依頼したのは、いつごろなんですか。

昭和36年5月に依頼しています。

この乙三六号証、三七号証の後は計画自体は変わっておりませんか。

大要においては変わっておりません。

三六号証を作って、ここでいろいろ検討されていますが、さらに詳しく調べたいところをコンサルタントの会社に依頼して作らせたということですか。

はい。

31 ところで、この時点までのことですが、浚渫の他に河積造材の方法もあるのですが、浚渫の他に…
そういうことは検討されたことはあるのですか。

考えとしては、さっき申しましたように上流ダムによる方法、それから遊水池、そして引堤、かさ上げといった点について考えて検討はいたしました。この遊水池の問題については、芥見地点が昭和34年、35年、36年と3年連続破堤して、それでいわば自然の洪水調節、遊水池の役割を果たしたということで、芥見地点に遊水池計画を具体的に検討したわけですが、地元からの要望はその遊水池よりは、従来の堤防を強化して、水が二度と氾濫しないようにしてくれというような要望が非常に強くて、この遊水池計画というのは、検討しただけで、とどまったということです。

かさ上げなんかはどうですか。

32 かさ上げについては、これは下流部の地域というのは、ゼロメータ地帯と非常に低いところは、従来も非常に高い水位で洪水を流すということで流しておったのですが、これ以上計画的に増大した高水流量を高い水位で流すということは、非常に与える影響というのは大きくて、治水上とるべきではないという考えによって、これは捨てています。

引堤はどうですか。

引堤については、もともとこれは長良川下流部というのは、明治改修のときに木曾川、揖斐川から分離して作られた川です。その当時でも相当多くの田畑をつぶしてこの新しい長良川が作られたわけで、非常に貴重な耕地をつぶしていると、そこへもってきて倍近い高水流量を流すため、貴重な田畑を潰して流すということは、他によい方策があれば、治水上とるべきではないという考えの下に採用しておりません。

乙第三八号証を示す

これも同じく局報ですが、36年10月ですか、ここで証人が、20頁、21頁のところに長良川河口ダム構想というのを出しておられますが、ここにも、河積増大の方法について、いろいろ検討されているところがありますね。

はい。

33 この20頁目に(最初に)「堤防を今より高くすると、上流に増加した分の水位を保つための洪水調整ダムを作ること、第三に堤防を後ろに引いて河巾をうんと広げること、さらに第四として、ある地点の堤防を低くしておき、異常洪水のとき特定の田畑の上に洪水をあふらせること、第五に河床をうんと掘り下げること」等が列挙して書かれ、その後、その各々の方法について問題点を述べておられますね。

はい、まあわかり易く書いておいたわけです。

ところで、さっきもおっしゃったとおり、昭和36年8月に乙第三六号証のような長良川河口堰の建設計画というものを一応まとめられたのですが、この計画はその後どのように進展していったのですか。

その後は、現地でいろいろ地質調査をし、又河床変動の調査とか構造物の設計とかそういうような検討が加えられて現在の公団が実施するような計画へと発展していったわけです。

乙第三六号証を示す

34 現在、実施しようとしている計画と、この乙三六号証にみる計画の主な違いをおっしゃって下さい。

まず、堰の建設地点が河口から二.六kmというのが、河口から五.四km地点に変更されています。

その変更された理由はどういうことですか。

まあ塩害防止の点からいえば、河口から近いところであればあるほど、効果というものはあるのですが…。この長良川の場合、河口から六km地点で揖斐川と洪水時には合流するということになっているわけで、そのため二. 六kmに作りますと、その六km地点と二. 六kmの間に導流堤、瀬割堤を作って、平常時には揖斐川と長良川の水を分離しなければなりません。この導流堤は洪水時にはもちろん、水の下になってしまうわけで、やっぱり洪水流下の疎通障害になるのではないかと、地図をみるとその中途に桑名市が出っばった形になっていますので、その前面に低いわけですが、導流堤を作るということが、問題なのではないかという点、それからその長い導流堤の維持の困難なことが一応考えられたわけですね。それと

35

その二. 六km地点は船舶の出入が頻繁に行われていて、閘門には船通しは作られるのですが、やはりその頻繁に出入することについては堰は一部その支障になるということ…さらに鮎の遡上等を考えてみますと(この点、私ではよくわかりませんが…)海の面から直接堰にくるといよりは少し奥まったところであってトランジション移行の区間を幾分おいたほうがいいんじゃないかということとを総合して現在の五. 四km地点に最終的に決められたということがございます。

堰上流の水位が当初2. 0だったのが、1. 3になっていますね。

はい。

この点はなんか理由があるのですか。

これは当初の計画では、貯水を利用するダムと同じように、河道に止められた水を貯水池的役割を果たさせるという計画だったのですが、現在の計画では上から流れてきた水の範囲内でそれだけをとるということですから、水位を常に一定に保って、変動させる必要はないと言った点、それから沿川³⁶の堤防の漏水問題等を総合的に勘案して朔望の平均潮位程度の水位に堰上流の水位を保つという計画になったわけです。

36

それと取水量が乙第三六号証の当時は33tですね…。それが22. 5tになったということですか。

はい。

これは、なんか理由があるのですか。

特にこれといった理由はありませんが…。

ところで、今までご証言になった長良川河口堰の構想なんですけど、これは当初から秘密裏に計画はすすめられてきたのですか。

その構想の初期の段階から、この構想を一切秘密にして進めるということとはございませんでした。

乙第一一二号証を示す。

昭和34年9月23日の朝日新聞ですが、すでに河口ダム構想が記事にのっていますね。

はい。

乙第一一三号証及び乙第一一四号証を示す。

これは、日刊工業新聞というのですか。

はい。

37

昭和35年2月5日号と2月11日号、これに河口堰構想が1と2で載っていますね。

はあ…。

この記事の内容は、さっきの乙第二九号証の序文と全く同じ内容になっていますね。

はい。

乙第二九号証の1頁と2頁にあるところ、乙一一三号と一一四号にそのまま出ていますね。

はい。

乙第一一五号証及び乙第一一六号証を示す

乙一一五号証は中部経済新聞で、乙一一六号証は朝日新聞で、そのいずれにも河口ダムの記事が載っていますね。

はい。

この新聞なんかをみると秘密裏に計画を進めていったということはないのですね。

はい。

ところで、この河口堰事業計画に対して反対運動が出たのはいつが最初ですか。

私は、直接担当しておりました、昭和36年5月までは一切ございませんでした。

証人が、計画に参加し、担当しておったというのはいつですか。

昭和36年5月までは、今言ったようにやっていました。5月いっぱいです。
昭和36年5月いっぱいまでは反対運動はなかったのですか。

私は知りません。

反対運動があれば、証人のところにくるのですか。

私は直接担当していましたので私の耳に入るはずです。

反対運動らしきものは、いつごろ記事になったのが最初かご存じですか。

これは、私が公団にまいってから、この問題について関心をもって地元の岐阜の新聞について職員にも命じて調査をさせてみました。

証人が公団に来たのは、先ほどの経歴のところでおっしゃったように昭45年7月からですか。

昭和45年7月です。

それで、公団に来られてから、そういうことを調査したことはあるのですか。

はい。

それによると、いつが一番最初でしたか。

新聞記事になったのは、昭和38年…いや、37年6月だったかと思います。

乙第一一七号証を示す

39 これでしょうか。岐阜日日新聞37年5月2日の記事で、十分な補償を…ということで長良川下流の漁組が河口ダムについて、申し合わせをしたと、これは長良川下流漁組(海津町)ですか、そこが長良川河口ダムについて、河口ダムができたときの漁業補償をしっかりとってもらうように関係官庁に申入れたと…公団において調査されたものでは、これが最初だということですか。

はい。

乙第一一八号証を示す

これはどういう記事ですか。

それも同じ岐阜日日新聞で昭和37年11月11日の記事で、アユ漁場を保護せよと、困る砂利採取許可とダム建設という見出しで長良川中央漁組ですか、県へ陳情というタイトルがついています。この漁場を保護する意味でダム建設場所も陳情するといった内容のものだったと思います。

甲第二三七号証を示す

40 この9頁、これは長良川中央漁協が、創立39年記念大会で作った書類のようですが、この9頁いろんな行事の内容が書いてありまして、昭和36年1月23日の欄に長良川河口ダム予定地視察、長良川中央、郡上、相生漁協役員一同とあって、そしてこのとき中部地建へ反対陳情にいったとあるのですが、そういうことがありましたか。

私は知りません。

知らないというのは、そういう事実がなかったということですか。

はい。

もしそういうことがあれば証人が担当者であったので、わかるのですか。

私は河口堰の直接の担当者であり、すぐ報告があるはずです。

ところで建設省や公団は住民からの反対運動が起こったので、治水という目的を正面に掲げるようになったと原告側はいつているのですが、どうですか。

そういうことはございません。

さっき証言されたとおりですか。

はい。

それで、この構想は(河口堰構想のこと)中部経済団体連合会というのがあって、その要望によってやることにしたのですか。

そういうことはございません。

41 そんな事実はないのですか。

はい。

被告代理人(入谷)

長良川河口堰建設事業を実施することが確定したのはいつのことでしょうか。

これは、昭和43年10月木曾川水系水資源開発基本計画というのが決まりました、その中で長良川河口堰建設事業を行うということになり、その事業主体は水資源開発公団ということが定められました。

乙第二号証を示す

この乙二号の一の官報に今仰ったことがあるのですね。

はい。

それでこのときの、主務大臣はどちらでしたか。

主務大臣は治水目的をもった特定施設ということで、建設大臣がそれに当たったと思います。

今の乙第四号証の中にもそれがはっきりしていますね。

はい。

42 それで、今仰った「水資源開発基本計画」の中にこの河口堰が含まれているということでしたが、その…水資源開発基本計画というのは、現在まで変更されていませんか。

これは、確か48年に変更されていますが、長良川河口堰建設にかかる部分は変更されていません。

乙第三号証の一を示す

これは48年3月28日の官報でこれを見ますと、水資源開発基本計画が全部の変更した件ということで官報に記載されていますが、長良川河口堰事業については変更されていないのですか。

はい。

今おっしゃった水資源開発基本計画の決定変更がなされるときには関係行政機関との協議はされているのですか。

はい、関係行政機関に協議して、それから水資源開発審議会というのがありますが、その意見を聞き、又関連県知事の意見を聞いて定めるという手続きをとっています。

それで長良川河口堰の建設事業の実施というのは、いつ建設大臣から指示があったのでしょうか。

46年12月に指示がありました。

43 乙第五号証の一を示す

これはどういうものでしょうか。

これは実施方針の指示です。

46年12月27日建設省の指示文書ですか。

はい。

又建設大臣が、この指示をする際に関係行政機関との協議はもろんなされているのでしょうか。

なされています。

関係県知事の意見も聞いていますか。

はい。

長良川河口堰事業の実施方針というのは現在まで変更されていませんか。

はい。

この長良川河口堰事業実施計画というのは、いつ建設大臣に認可申請をしましたか。

時期ははっきり記憶ありません。

乙第六号証の一を示す

これが公団から建設大臣に対して出した認可申請ですkz。

48年7月23日に…出したものです。

44 それでももちろん、この事業実施計画の認可申請をするにあたって関係県知事との協議はされていますか。

はい、関係県知事と協議して出しました。

それで建設大臣からの この事業計画の認可はいつありましたか。

乙第六号証の四を示す

はいこれです。48年7月31日に認可されました。

これは、建設大臣から認可のあった際の文書ですか。

はい。

それで、今おっしゃいました事業実施計画というのが、これですが…。

乙第六号証の二を示す

はい。

この乙六号証の二は現在まで変更はありましたか。

細部について変わったところがありますが、大要においては、このとおりです。

この乙第六号証の二について簡単に説明してもらえますか。

45 これは、法律で定められた書式に従って、計画書は書かれています。名称は「長良川河口堰建設事業」目的として、治水、都市用水…そして堰の設置によって河道浚渫を可能ならしめ、もって計画高水流量、毎秒7500m³を安全に流下せしめ河川の正常な機能を維持し公利の増進と公害の除去をはかるのを治水目的にかかげられ又都市用水の欄として、濃尾、北伊勢地域の都市用水として、毎秒22.5m³を供給可能ならしめる云々と書いてありますね。

そうすると、堰の構造とか操作については前に証言されたとおりですね。

はい。

乙第一四号証の一、二を示す

浚渫計画というのはこのとおりですか。

はい大体このとおりです。

取水口というのは、どこにあるのでしょうか。

堰、直上流部に設けられています。

それでこの長良川河口堰事業(以下本件事業という)ですが、どのような順序で施工になるのでしょうか。

46 まあ、一般の工事を行う場合…、まず準備工事として工事用地の造成等が行われ、それから堰地点の浚渫(河道浚渫)が開始され、後、非洪水期(洪水のない時期)に川の中に仮締めを作り、これは輪のような形で作って締め切るのですが、その中をかい出して、その中で堰本体の工事を進めるのです。それで川の流れを四つに分けて締め切りを繰り返しながら全体を作っていくと…。これらの工期を大体6年間(着工して6年)ということで計画されています。

それでこの浚渫は、どのような順序で施工されるのでしょうか。

この浚渫は、堰建設の期間中、まあ公団ではもちろん三キロから、七キロの間について、600万m³をの浚渫を大体やると…。堰完成までの間に全部掘り上げるのです。そして計画河道にするということです。

浚渫の方法は…

47 浚渫の方法は、下流部ですので、砂それからもっと細かい砂粒が主体で、浚渫の機械としては、ポンプを使うポンプ浚渫船、そしてグラブ浚渫船、土砂を掴みとってあげるものですが、そういうものによって行い、近くにその土砂を捨てるといいますと 上げる場合にはまあポンプ船なんかで直接外へふき込むのですが、遠くへそれを運搬するときは、土運船といいます。船を使ってそれを運搬するとう方法をとるわけです。もちろん自動車運搬といった方法も小規模に使っていますが…。

それで浚渫土砂の処理法はどのように考えられたのですか。

48 浚渫土については、まずブランクート工事に相当する分…これは相当大量な土砂を浚渫予定していますので…、それと沿川市町村で相当低い土地に使うと地上げの土として…そういった要望も相当まいておりましたので…建設省にそういう要望もきていました。それから、この下流部の河床の土砂はコンクリート骨材にも使える部分がありますので、そういうコンクリート材料としての要望も相当多かったと思います。その他干拓地の地上げとか…もともと伊勢湾河口域は地盤沈下が非常に進んでおったところで、漁場も非常に下がっていると昔は干潮狩りができていたのに、今ではそれもできないくらいこの伊勢湾の漁場は沈下してしまっていると、そういったところの回復の地上げというか、そんなことにも、この浚渫土砂は利用できるかと考えていました。従って、さっき申しました公団の行う600万m³の浚渫土を含む長良川河道全体での3200万m³の浚渫土の処理は問題なく、行われるであろうと考えていました。

件体事業を行うことによって、現況は全体的にどのように変化するのでしょうか。まず大まかにいつて水位はどのように変化しますか。

49 堰上流部のT. P1. 3mこれは朔望大潮満潮時程度の高さに常に保たれるわけです。現在は干満二回(一日二回づつ)変化していますが、堰ができますと、堰上流部の水位は一定に保たれるという形になります。まあその結果、満潮時水位付近でいつも保たれると…堰ができる…そしてそれが平均的にみて、二〇km～二五km以上まで水位が上昇すると考えられるわけです。

それは平常時ですね。

はい。

洪水時はどうですか。

洪水時はゲートを開放して流下させます。それで浚渫の効果によって河口から四〇数キロ点まで洪水時水位は現況河道で同じ流量が流れた時に比べ低下します。

乙第一五号証を示す

これはどういうものですか。。

50 これは現況河道で毎秒7500m³の洪水が流れた場合の推定水位を実線で表わし、点線でその浚渫が行われ、7500tと同じく流した時の水位を推定して求めたものです。それでこれを見るとわかりますが、河口は即海ですから全く水位に変化はないわけですが、上流端 例えば30km地点では、**最大**の効果になりますが、それが漸次**河口行へく**に従って、その効果は減って行くと…。この図の約四五km地点ですか、そこでも大きな効果があると、そう推定できる訳です。

昭和49年8月22日付検証証書を示す。

この写真21をみて下さい。ここに平水位と表示した札がありますね。

はい。

これはどのようにして測定したのですか。

河川には、距離標というのが、堤防の上に200m間隔で設置されていますので…。

写真20…。これは長良川の五〇km点の距離標ですか。

51 はい、それでここに鉄の釘が表面に埋められているわけで…この高さを毎年**水準**測量によって、海面上、何mにあるかということで、測量して出しています。ですからこの距離標ごとに毎年その高さを知ることができるようになっていきます。それで、その距離毎の高さがわかりますので、その最寄りの距離標から**水準**測量によって川原に下りてきて、この地点の平水位の高さを実際にマーキングしていったものです。

この平水位というのは、どういう意味でしょうか。

これは、各川には、量水標というのが立てられていて、例えば、この五〇km地点では、忠節地点ですが、そこに忠節の量水標があって、そこで毎日の水位が観測されています。それで1年は365日あるのですが、その毎日の水位を高いところから順に並べて、185番目の水位を平水位といっていますが、これの今の表示のところは、多分累年平水位といって、毎年出水、渇水の状態によっていく分変わるのですが、その累年平水位を示しているわけです。

過去何年くらいですか。

正確には記憶していませんが、できる限りということで、やっていますので…。

30年ぐらい…。

これは余り古くても、河床変動等の問題もあるし…。海の潮位の場合、古ければ、古いほどいいのですが、河川の場合には、余り古くからその数値をとることは意味がないと考えています。

52 そうすると、この写真の21というのは、今おっしゃったように、五〇km地点の距離標によって作られたものですか。

はい。

写真22も21と同様ですか。

はあ…。

次に写真24…ここに現況河道のまま、毎秒7500m³の流量が流れた時の水位という表示がありますが、これはどのようにして測定されたのですか。

これは、さっき乙第一五号証でちょっと言いましたが、五〇km地点までは入っていませんが、まあ毎秒7500m³が流れたとき、これは五〇km点では、浚渫の効果は消えていますので、現況でも計画でも計算上同じ水位になると、それでその高さを先程と同じように五〇km点の距離標から、**水準**測量によって出し、実際の堤防の上にマークしたものです。

写真32…これは、一五. 八km地点のものですが、ここにあるT. P1. 3これはどう方法で出されましたか。

53 これも同じ方法で、一五. 八km地点において、その距離標から水準測量によって、現地で計画の堰上流端での推移1. 3mをセットしたものです。

今おっしゃった距離標とは、26の写のものですか。

そうです。だから堰が出来た時のT. P1. 3になるというか、保つようにこれを現地で示したものです。

この口点とされている朔望、満潮時平均水位、これはどうですか。

これは、この地点の大潮の満潮時の平均値をセットしたものです。大体1. 2m程度になっています。

それで同じく、写真32の八点平均水位というものは、どういふふうに出したのですか。

この地点の全ての水位の平均した水位…これを同じような方法で現地に示したものです。

それで、写真の34でイ点とありますね。現況河道のまま毎秒7500m³が流れた時の水位とあるのは、(これは)どのようにして出されたのですか。

さっきの縦断図で現況7500t流れたときの計算水位を現地でさっき申し上げたと同じようにしてセットしてみたものです。

54 口点も同じですね。

はい。

浚渫後の河道で毎秒7500t流れた時の水位が記載されていて、これ同じですね。

これもさっき一五号証(乙)の点線で示された水位を現地におろしたものです。

写真36…これは二四. 二となる点、同じく写真30にもありますが、これは長良川二四. 二となる地点の距離標ですね。

はい。

この36の写真のイ点と口点…これは現況河道と浚渫河道で毎秒7500t流れたときのを今おっしゃったように、乙一五号証に基づいて、指示したものです。

55 はい、まあこの写真でわかるように、現況河道で7500tの洪水が長良川二四. 二kmを流れたときの水位が堤防近くまで上がっていると、それからその下の浚渫後の計算水位がここにありますが、この地点では相当大きな浚渫の効果が推定されるということはこの現地で示し

そうすると、写真40 これは同じく成戸地点での朔望満潮時の平均水位とT. P1. 3mの水位、そして平均水位と、この三つを指示されたのですが、これも今まで述べられたのと同じようにして現地に指示したのですか。

はい。

測量して、指示したのですか。

はい。

これを見てわかるのは、さっきの一五. 八km地点(写真31)では、その堰の下のT. P1. 3mのところが、朔望満潮時の平均水位より上になっているのに、今の二四. 二km地点ではそれが逆転していますね。

そうですね。朔望 満潮時の平均水位より堰の計画後の水位がわずかに上がっていますが、成戸の地点では逆にしているのを示していますね。

逆に下がるだろうということを示していると…。

はい。

56 それでは、写真43…これは長良川三一. 四km地点での写真ですが、イ点と口点があつて、イ点は現況河道、口点は浚渫後の河道であると同じく毎秒7500m³流れたときの水位が表示されているのですが、これも、さっき述べたと同じように、乙一五号証に基づいて現地で測量して入れたのですね。

乙一五号証の結果をさっき申し上げたように、現地にセットしたのですが、これは浚渫の上流端より少し上がったところで、これは浚渫の効果が最大である地点なんです、この後ろに人がいますが、浚渫するとこの地点では最大の効果を発揮するということです。それでこの地点は堤防の高さは、相当余裕があると(下流部より余裕があると…)ということがこの写真からもわかると思います。

写真44…この平均水位という表示がありますが、これは同じようにしてセットした、三一. 四km地点の平均水位ということで…。

はい、平均水位ですね、その地点の…。

昭和49年6月6日付検証調書を示す。

この内の写真15…。

57 このマークは前にも申し上げたような方法で、セットしたものです。一番上のマークは昭和37年時点の堤防の高さ…これは伊勢湾台風によって受けた堤防の被害を災害復旧によってあたらしく堤防をなおしたのですが、高潮堤防として作ったものです。

この写真…縦に白い部分、これは何を。

これはちょうど堰の先端五.四km地点を示したものです。…現在の堤防は当時 そのさっき申しましたように伊勢湾台風後、相当沈下しているという状況が示されています。この黄色の線ですが、現況のまま毎秒7500t流れたときと、それから白線は浚渫後の河道で毎秒7500tが流れた時の水位、これもさっき言ったと同じように、乙第一五号証に基づいてセットしたものです。

これも、現地でその近くの距離標によって指示したのですね。

はい。

写真18…ここに朔望満潮時水位、T. P. 1. 3の水位、そして平均水位とありますが、これはどういうことでしょうか。

58 これは、堰地点での水位T. P. 1. 3そして、堰地点の直下流は、…これは海とほとんど同じ潮位というか、水位を示していて、それを朔望満潮時の水位…10cmくらい下がっていますか…そして図面にくっついて表示してある、これがこの地点の平均水位ということですね。それで先程からずっと言っているように一五.八km、二四.二kmでしたか、いずれも堰完成後は平常時T. P. 1. 3は変わらないということですね。

だから今のも先程から述べたと同じ方法で、現地で指示したのですね。

はい。

その他河口堰ができますと、どうい変化があるのでしょうか。

結局、その上流部では水位1.3mが保たれるということ…、そして浚渫が行われて河川が拡大すること、又そういったことによって堰上流部の浚渫区間においては、平常時の流速が低下します。

どのくらいの区間まで…。

三〇km附近までです。

三〇km附近から下流の流速は低下する…。

59 はい。

流量は…。

堰の上流部の(直上流部)附近で取水を行いますので、河道内を流れる流量は堰地点まで実際に変化しないということです。

もちろん堰上流部は、いわゆる淡水区域になりますね。

はい、塩水が入っていたのが、真水になりますね。

そうしますと、鮎の産卵場といわれている東海道線と長良川が交差する約四〇km地点への影響はどうですか。

これは、現状と比べて、水位、流量、流速というものが、平常時においては、一切変化しません。

岐阜地方裁判所

60

裁判所速記官 正木 常博